

●香川県告示第139号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和47年8月21日指道第15号（昭和47年香川県告示第521号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成31年4月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成31年4月15日
- 2 指定を廃止した道路の位置 坂出市谷町一丁目3897番1の一部、3897番2の一部
- 3 指定を廃止した道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 24.35メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。